

内灘町コミュニティバス広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、内灘町のコミュニティバス及びコミュニティバスに関連する広告媒体（以下「広告媒体」という。）への広告掲載に関し、内灘町有料広告掲載要綱（平成19年内灘町告示第52号。以下「要綱」という。）及び内灘町広報等広告掲載基準（以下「基準」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする

(広告の種類)

第2条 広告媒体の広告の種類は、次のとおりとする。

- (1) 車内放送
- (2) 車内広告
- (3) バス停名
- (4) バス停
- (5) 関連印刷物

(広告の規格、掲載期間及び掲載料)

第3条 前条各号に規定する広告の規格、掲載期間及び掲載料は別表のとおりとする。

(広告の募集)

第4条 町長は、広報うちなだ及びホームページ等により周知し、それぞれの広告媒体ごとにその都度決定した期日を設定して募集する。ただし、車内広告及びバス停については、空きスペースがある限り随時受付を行う。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者は、内灘町コミュニティバス広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に、広告原稿を添えて指定された期日までに、町長に申し込むものとする。ただし、車内広告及びバス停に空きスペースがある場合は、締切日以降であっても申込書を提出することができる。

(広告掲載の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申し込みがあったときは、要綱及び基準の規定により当該広告の掲載の可否を決定し、その結果を申込者に内灘町コミュニティバス広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知しなければならない。

2 前項の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」）は、町長が指定する期日までに掲載しようとする広告物を町長に提出しなければならない。

(広告制作費)

第7条 第2条各号に規定する広告のうち、車内放送及び車内広告並びにバス停の広告制作費は、広告主が負担するものとする。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要領は、平成20年1月1日から施行する。

別表

広告の種類	規格	掲載期間	掲載料
車内放送	車内放送で、次に停車するバス停を案内する際に行なう広告。 「〇〇へおいでの方は、こちらでお降りください。」	年単位。ただし、バス停が廃止された場合は、廃止までの期間。	12,000 円／年
車内広告	日本工業規格B3版	3 月以上の月単位	2,000 円／月
バス停名	バス停から至近距離に店舗等の建築物を有するものの名称をバス停名とする。ただし、バス停として、適当と判断できるものに限る。	年単位。ただし、バス停が廃止された場合は、廃止までの期間。	48,000 円／年
バス停	バス停の経路及び時刻案内板を利用した広告。 15 cm×40cm 以内。 屋外用インクジェットプリント仕様。	年単位。ただし、バス停が廃止された場合は、廃止までの期間。	1 箇所当たり 24,000 円／年
関連印刷物	バス時刻表等の印刷物での広告。 1 区画 3 cm×6cm。 複数区画での広告も可。	同一印刷物で 1 年間。	印刷部数 1 万部以上の 場合 10,000 円／区画
			印刷部数 1 万部未満の 場合 5,000 円／区画

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

内灘町コミュニティバス広告掲載申込書

内灘町長 様

申込者 住所(所在地)
名 称
代表者氏名

印

内灘町コミュニティバス広告掲載要領第5条の規定により、次のとおり申し込みます。

広告媒体	車内放送 車内広告 関連印刷物 バス停名 () バス停 ()
掲載期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
広告の内容	※広告原稿（案）を添付すること。
業 種	
担 当 者	
連 絡 先	電 話 F A X E-mail

様式第 2 号 (第 6 条関係)

年 月 日

内灘町コミュニティバス広告掲載決定通知書

様

内灘町長

印

年 月 日付けで申し込みのあった広告の掲載について、下記のとおり決定しましたので、内灘町コミュニティバス広告掲載要領第 6 条の規定に基づき通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載する
	<input type="checkbox"/> 掲載しない (理由)
広告媒体	
掲載期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
広告料	円
納入期限	
原稿提出期限	
その他	